笛吹市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託（債務）

プロポーザル審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、笛吹市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託（債務）プロポーザル実施要領の規定に基づき、プロポーザル方式による委託事業者の選定を厳正かつ公平に行うために設置する、笛吹市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託（債務）プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の組織、運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次の事務を所掌する。

（1）企画提案内容の評価及び業務委託事業者の選定に関すること。

（2）その他プロポーザル方式による業務委託事業者の選定のために必要な事項に関すること。

(委員会の組織)

第3条 審査委員会の委員は、次の4人で組織する。

（1）副市長

（2）総務部長

（3）総合政策部長

（4）保健福祉部長

2 委員長は副市長を充てるものとし、審査委員会を代表し、会務を総理する。

(審査委員会)

第4条 審査委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(提案書の審査方法等)

第5条 審査委員会は、応募のあった企画提案内容について、笛吹市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託（債務）プロポーザル実施要領及び別に定める高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託（債務）プロポーザル評価基準に基づき審査及び審議を行い、その最高得点者を業務委託候補者として選定し、2番目の者を次点候補者として選定する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは関係者を審査委員会に出席させ、意見を求めることができる。

　（禁止事項）

第7条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2　委員は、プロポーザルの参加者に対して、いかなる援助も行ってはならない。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、保健福祉部介護保険課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1　この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

2　この要綱は、第5条に掲げる業務委託候補者を選定したとき、解散するものとする。